破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１２号
福島県福島市町庭坂字高湯７番地　旅館玉子湯内
債務者　安西　温子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１１９号
福島市飯野町大久保字月夜田15番地の５
債務者　板橋　　栄
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１２０号
福島市飯野町大久保字月夜田15番地の５
債務者　板橋　秀美
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　福島地方裁判所

平成２９年（フ）第３０２号
茨城県水戸市河和田１丁目1614番地の15、前住所山梨県山梨市万力786番地
債務者　古屋香緒里（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１０号
茨城県水戸市大塚町2061番地
債務者　五十嵐英二
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３１２号
茨城県久慈郡大子町大字北田気485－２、住民票上の住所茨城県久慈郡大子町大字小生瀬2902番地３
債務者　菊池　久子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３２４号
茨城県ひたちなか市大字金上807番地２　フォーリア106号
債務者　小田倉聡子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３３９号
茨城県水戸市堀町2073番地の９、前住所茨城県ひたちなか市大字勝倉61番地
債務者　武石由美子
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５１号
茨城県水戸市元吉田町938番地の１　シャーメゾングレイス202号
債務者　今泉　裕太
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５３号
茨城県水戸市笠原町1540番地の６　サニーヒルズ笠原103号
債務者　廣瀬　正巳
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１１号
茨城県古河市幸町20－11　ドゥナーレ幸町101、住民票上の住所茨城県守谷市本町651番地の28
債務者　佐々木禎一
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２１５号
茨城県常総市中妻町2327番地３
債務者　メルカド　ダニロ　リベラ
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第２３０号
金沢市額乙丸町ロ240番地　フレグランスＳ・Ｋ　101号、従前の住所石川県野々市市三納３丁目145番地
債務者　塩多由起子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３０号
岐阜市山吹町２丁目33番地（エステートピア山吹　202号室）
債務者　大友　京子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３７号
静岡県下田市大沢1599番地の267
債務者　上原　　誠
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第４９号
滋賀県長浜市小谷丁野町892番地
債務者　中島　茂則
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２９年（フ）第５１号
滋賀県長浜市八幡中山町786番地　こすもハイツ10号室
債務者　大西　　聡
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係